

議案第7号

朝来市職員の給与に関する条例及び朝来市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について

朝来市職員の給与に関する条例及び朝来市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和3年3月3日提出

朝来市長 多 次 勝 昭

提案理由要旨

時間外勤務手当等の算定に用いる勤務1時間当たりの給与額の算出方法を改める等の改正を行うため、所要の条例整備をしようとするものです。

朝来市条例第 号

朝来市職員の給与に関する条例及び朝来市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

(朝来市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 朝来市職員の給与に関する条例(平成17年朝来市条例第69号)の一部を次のように改正する。

第23条を次のように改める。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第23条 勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じて得た額を、1週間当たりの勤務時間に52を乗じて得た数から4月1日から翌年の3月31日までの間における国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(土曜日に当たる日を除く。以下この項において同じ。)及び12月29日から翌年の1月3日までの日(同法に規定する休日及び日曜日又は土曜日に当たる日を除く。)の日数の合計に7時間45分を乗じて得た数(勤務時間条例第2条第2項に規定する育児短時間勤務職員等又は同条例第3条に規定する短時間勤務職員にあっては、当該乗じて得た数に、同条例第2条第2項から第4項までの規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た数)を減じたもので除して得た額とする。

第27条第1項中「第31条第6項」を「第31条第7項」に改める。

第31条第4項中「又は分限等条例第2条(本条第1項に該当する事由を除く。)」を削り、同条第7項中「第31条第6項」を「第31条第7項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項中「第2項又は第3項」を「第2項、第3項又は第5項」に改め、「又は第28条第1項」を削り、同項を同条第7項とし、同条第5項中「法第28条第2項の規定」を「法第28条第2項又は分限等条例の規定」に、「前4項」を「前5項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 職員が分限等条例第2条(本条第1項に該当する事由を除く。)に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の70以内を支給することができる。

別表第2中「こども園の保育教諭又は保育所の保育士」を「保育教諭」に、「こども園の主任保育教諭又は保育所の主任保育士」を「主任保育教諭」に改め、「又は保育所長」を削る。

(朝来市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第2条 朝来市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年朝来市条例第8号)の一部を次のように改正する。

第15条を次のように改める。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第15条 給与条例第23条の規定は、第2号会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条中「月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「月額」と、「得た数(勤務時間条例第2条第2項に規定する育児短時間

勤務職員等又は同条例第3条に規定する短時間勤務職員にあっては、当該乗じて得た数に、同条例第2条第2項から第4項までの規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た数)」とあるのは「得た数」と読み替えるものとする。

第18条第2項中「7.75」を「7時間45分」に改め、同条第3項中「162.75」を「、21に7時間45分を乗じて得た数」に改める。

第24条第1項中「それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において」を削り、「それぞれその基準日（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日）以前6箇月以内の第1号会計年度任用職員としての在職期間における報酬の額」を「第1号会計年度任用職員が受けるべき報酬の月額」に改め、「規則で定める額を除く。」を「規則で定める額を除き、日額又は時間額により報酬を受ける第1号会計年度任用職員にあっては、規則で定める方法により月額に換算した額」に改め、「の1箇月当たりの平均額」を削る。

第26条第1号を次のように改める。

(1) 月額による報酬 第18条第1項の規定により計算して得た額に12を乗じて得た額を、当該第1号会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じて得た数から4月1日から翌年の3月31日までの間における国民の祝日に関する法律に規定する休日（土曜日に当たる日を除く。以下この号において同じ。）及び12月29日から翌年の1月3日までの日（同法に規定する休日及び日曜日又は土曜日に当たる日を除く。）の日数の合計に7時間45分を乗じて得た数に、当該第1号会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間を勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た数を減じたもので除して得た額とする。

第33条を次のように改める。

（休職者の給与）

第33条 給与条例第31条第1項から第3項まで及び第5項から第8項までの規定は、会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第2項、第3項及び第5項中「給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ」とあるのは「期末手当の」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

議案第7号資料

朝来市職員の給与に関する条例新旧対照表（第1条関係）

現 行	改 正 案
<p>(勤務1時間当たりの給与額の算出) <u>第23条 勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に50を乗じたもので除して得た額とする。</u></p> <p>(期末手当) 第27条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第27条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対してそれぞれ基準日の属する月の規則で定める日（次条及び第27条の3第1項においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（<u>第31条第6項</u>の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。）についても同様とする。</p> <p>2～6（略） （休職者の給与） 第31条（略） 2、3（略） 4 職員が法第28条第2項第2号又は<u>分限等条例第2条（本条第1項に該当する事由を除く。）</u>に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。</p>	<p>(勤務1時間当たりの給与額の算出) <u>第23条 勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じて得た額を、1週間当たりの勤務時間に52を乗じて得た数から4月1日から翌年の3月31日までの間における国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（土曜日に当たる日を除く。以下この項において同じ。）及び12月29日から翌年の1月3日までの日（同法に規定する休日及び日曜日又は土曜日に当たる日を除く。）の日数の合計に7時間45分を乗じて得た数（勤務時間条例第2条第2項に規定する育児短時間勤務職員等又は同条例第3条に規定する短時間勤務職員にあっては、当該乗じて得た数に、同条例第2条第2項から第4項までの規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た数）を減じたもので除して得た額とする。</u></p> <p>(期末手当) 第27条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第27条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対してそれぞれ基準日の属する月の規則で定める日（次条及び第27条の3第1項においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（<u>第31条第7項</u>の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。）についても同様とする。</p> <p>2～6（略） （休職者の給与） 第31条（略） 2、3（略） 4 職員が法第28条第2項第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。</p>

- 5 法第28条第2項の規定により休職にされた職員には、他の条例に別段の定めがない限り、前4項に定める給与を除くほか、いかなる給与も支給しない。
- 6 第2項又は第3項に規定する職員が当該各項に規定する期間内で第27条第1項又は第28条第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡したときは、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、規則で定める職員については、この限りでない。
- 7 前項の規定の適用を受ける職員の期末手当の支給については、第27条の2及び第27条の3の規定を準用する。この場合において、第27条の2中「前条第1項」とあるのは、「第31条第6項」と読み替えるものとする。

- 5 職員が分限等条例第2条（本条第1項に該当する事由を除く。）に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の70以内を支給することができる。
- 6 法第28条第2項又は分限等条例の規定により休職にされた職員には、他の条例に別段の定めがない限り、前5項に定める給与を除くほか、いかなる給与も支給しない。
- 7 第2項、第3項又は第5項に規定する職員が当該各項に規定する期間内で第27条第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡したときは、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、規則で定める職員については、この限りでない。
- 8 前項の規定の適用を受ける職員の期末手当の支給については、第27条の2及び第27条の3の規定を準用する。この場合において、第27条の2中「前条第1項」とあるのは、「第31条第7項」と読み替えるものとする。

別表第2（第8条関係）行政職給料表等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	1、2（略） 3 <u>こども園の保育教諭又は保育所の保育士の職務</u>
2級	1、2（略） 3 知識又は経験を必要とする業務を行う <u>こども園の保育教諭又は保育所の保育士の職務</u>
3級	1、2（略） 3 <u>こども園の主任保育教諭又は保育所の主任保育士の職務</u>
4級	1～4（略） 5 <u>こども園副園長又は保育所長の職務</u> 6 高度で専門的な知識を必要とする業務を行う <u>こども園の主任保育教諭又は保育所の主任保育士の職務</u>

別表第2（第8条関係）行政職給料表等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	1、2（略） 3 <u>保育教諭の職務</u>
2級	1、2（略） 3 知識又は経験を必要とする業務を行う <u>保育教諭の職務</u>
3級	1、2（略） 3 <u>主任保育教諭の職務</u>
4級	1～4（略） 5 <u>こども園副園長の職務</u> 6 高度で専門的な知識を必要とする業務を行う <u>主任保育教諭の職務</u>

5級	(略)	5級	(略)
6級	(略)	6級	(略)
7級	(略)	7級	(略)
備考 (略)		備考 (略)	

朝来市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例新旧対照表
(第2条関係)

現 行	改 正 案
<p>(勤務1時間当たりの給与額の算出) 第15条 給与条例第23条の規定は、第2号会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条中「月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「月額」と、「その額を」とあるのは「その額を当該第2号会計年度任用職員について定められた」と読み替えるものとする。</p> <p>(第1号会計年度任用職員の報酬) 第18条 (略) 2 日額で報酬を定める第1号会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額を21で除して得た額に、当該第1号会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間を7.75で除して得た数を乗じて得た額とする。 3 時間額で報酬を定める第1号会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額を162.75で除して得た額とする。 4 (略) (期末手当) 第24条 給与条例第27条から第27条の3までの規定は、任期が6箇月以上の第1号会計年度任用職員(1週間当たりの勤務時間が著しく短い者として規則で定める者を除く。以下この条において同じ。)について準用する。この場合において、給与条例第27条第4項中「それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又</p>	<p>(勤務1時間当たりの給与額の算出) 第15条 給与条例第23条の規定は、第2号会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条中「月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「月額」と、「得た数(勤務時間条例第2条第2項に規定する育児短時間勤務職員等又は同条例第3条に規定する短時間勤務職員にあっては、当該乗じて得た数に、同条例第2条第2項から第4項までの規定により定められたその者の勤務時間を同条例第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た数)」とあるのは「得た数」と読み替えるものとする。 (第1号会計年度任用職員の報酬) 第18条 (略) 2 日額で報酬を定める第1号会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額を21で除して得た額に、当該第1号会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間を7時間45分で除して得た数を乗じて得た額とする。 3 時間額で報酬を定める第1号会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額を、21に7時間45分を乗じて得た数で除して得た額とする。 4 (略) (期末手当) 第24条 給与条例第27条から第27条の3までの規定は、任期が6箇月以上の第1号会計年度任用職員(1週間当たりの勤務時間が著しく短い者として規則で定める者を除く。以下この条において同じ。)について準用する。この場合において、給与条例第27条第4項中「職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月</p>

は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日)以前6箇月以内の第1号会計年度任用職員としての在職期間における報酬の額(第2号会計年度任用職員との権衡を考慮して規則で定める額を除く。)の1箇月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2～3(略)

(勤務1時間当たりの報酬額の算出)

第26条 勤務1時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 月額による報酬 第18条第1項の規定により計算して得た額に12を乗じて得た額を当該第1号会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に50を乗じたもので除して得た額

(2)、(3)(略)

(休職者の給与)

第33条 会計年度任用職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤(地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。以下同じ。)により負傷し、若しくは疾病にかかり、法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたとき、若しくは公務上の災害又は通勤による災害により朝来市職員の分限及び懲戒に関する手続及び効果に関する条例(平成17年朝来市条例第50号)第2条に掲げる事由により休職にされたときは、その休職

額の合計額」とあるのは、「第1号会計年度任用職員が受けるべき報酬の月額(第2号会計年度任用職員との権衡を考慮して規則で定める額を除き、日額又は時間額により報酬を受ける第1号会計年度任用職員にあっては、規則で定める方法により月額に換算した額)」と読み替えるものとする。

2～3(略)

(勤務1時間当たりの報酬額の算出)

第26条 勤務1時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 月額による報酬 第18条第1項の規定により計算して得た額に12を乗じて得た額を、当該第1号会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じて得た数から4月1日から翌年の3月31日までの間における国民の祝日に関する法律に規定する休日(土曜日に当たる日を除く。以下この号において同じ。)及び12月29日から翌年の1月3日までの日(同法に規定する休日及び日曜日又は土曜日に当たる日を除く。)の日数の合計に7時間45分を乗じて得た数に、当該第1号会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間を勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た数を減じたもので除して得た額とする。

(2)、(3)(略)

(休職者の給与)

第33条 給与条例第31条第1項から第3項まで及び第5項から第8項までの規定は、会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第2項、第3項及び第5項中「給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ」とあるのは「期末手当の」と読み替えるものとする。

<p><u>の期間中、給与の全額を支給する。</u> <u>2 前項の規定により休職にされたもの以外の休職者は、休職の期間中、いかなる給与も支給されない。</u></p>	
--	--

朝来市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第24条第1項関係「規則で定める方法により月額に換算した額」について
朝来市会計年度任用職員の給与に関する規則新旧対照表

現 行	改 正 案 (未定稿)
<p>(期末手当) 第23条 (略) 2～4 (略)</p>	<p>(期末手当) 第23条 (略) 2～4 (略) 5 <u>条例第24条第1項において読み替えて準用する給与条例第27条第4項の規則で定める方法により月額に換算した額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u> (1) <u>日額により報酬を受ける者</u> <u>それぞれの基準日現在 (退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在) における条例第18条第4項に規定する基準月額に、当該第1号会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間を会計年度任用職員勤務時間規則第3条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額</u> (2) <u>時間額により報酬を受ける者</u> <u>それぞれその基準日 (退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日) 以前6箇月以内の第1号会計年度任用職員としての在職期間における報酬の額 (第2号会計年度任用職員との権衡を考慮して規則で定める額を除く。) の1箇月当たりの平均額</u></p>

勤務 1 時間当たりの給与額の算出方法に係る新旧比較

■常勤の職員

- 対象職員：・常時勤務を要する職を占める職員
 ・常勤で勤務する任期付職員
 ・第 2 号会計年度任用職員

勤務時間：1 週間当たり 38 時間 45 分

現行	$\frac{\text{給料月額} \times 12 \text{月}}{38 \text{時間} 45 \text{分} \times 50 \text{週}}$
改正案	$\frac{\text{給料月額} \times 12 \text{月}}{(38 \text{時間} 45 \text{分} \times 52 \text{週}) - (1 \text{年間の休日数} \times 7 \text{時間} 45 \text{分})}$

■常勤の職員以外

- 対象職員：・育児短時間勤務職員
 ・再任用短時間勤務職員
 ・任期付短時間勤務職員
 ・第 1 号会計年度任用職員（月額報酬の者に限る）

勤務時間：1 週間当たり 38 時間 45 分未満

現行	$\frac{\text{給料(報酬)月額} \times 12 \text{月}}{1 \text{週間当たりの勤務時間} \times 50 \text{週}}$
改正案	$\frac{\text{給料(報酬)月額} \times 12 \text{月}}{(1 \text{週間当たりの勤務時間} \times 52 \text{週}) - (1 \text{年間の休日数} \times 7 \text{時間} 45 \text{分} \times 1 \text{週間当たりの勤務時間} / 38 \text{時間} 45 \text{分})}$